

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月26日

住 所 神奈川県小田原市東町5丁目33番1号
事業者名 箱根登山バス株式会社
代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役 野村 尚廣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 車両代替え時にノンステップバスの導入を推進する。 (但し、ノンステップバスが使用できない路線を走る車両を除く)
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 運転士・営業所員にサービス介助士を取得させ適切なご案内が出来る体制を整える。また全従業員を対象とした安全研修を実施し、バススロープの取扱い等、必要とされる教育を継続的に実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	ノンステップバスが走行可能な路線を走る車両については、更新時に随時導入する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
有資格者の配置	サービス介助士の資格を持った運転士、営業所員を適切に配置し、円滑に誘導が行える体制を整備する。

ストレッチャー・車イスの配備	体調急変時における旅客の移動等に対応するため、主要案内所等への配備を検討する。
----------------	---

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	車両更新時に方向幕を白色 LED 化することによって視認性を向上させ、かつ車両に筆談器具類の導入を検討する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
従業員に対する研修の実施	全従業員に対し、安全研修を通じ、状況に応じた対応方法を指導する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

多くのお客さまが利用される停留所において、上屋増設の検討を行う。 障がい者団体の代表との会議体に参加し、問題点を共有していく。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
旅客施設（主要案内所等）	ストレッチャー・車イス等の配備を検討	急病人等の発生に備えるため。

V その他計画に関連する事項

今後、社内外における状況を鑑み、随時計画を見直す

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。